# 平成31年度校内ルールH31.4.1真庭市立余野小学校

#### 1 生徒指導等

- (1)問題解決のために、児童に話を聞く場合は、密室に しない。複数であたる。事前・事後に管理職に連絡・ 報告する。全教職員が情報を共有する。
- (2) 保護者との懇談・相談等を行う場合は、誠意をもって対応する。まず、「聴く」姿勢で、相手の気持ちの理解に努める。予定時間、場所を職員室予定白板に示し、事前・事後に管理職に連絡・報告する。全教職員が情報を共有する。

## 2 情報管理(個人情報管理)

- (1)個人情報の学校外への持ち出しは、原則禁止とする。 やむを得ず持ち出す場合は、学校指定のUSBを使 用し、届出簿に記入し、校長の承認を得る。
- (2) 電子個人情報は、パソコン本体には保存しない。 サーバーに保存する。
- (3) パソコンはワイヤーで固定し、タブレットを保管する場合は、収納庫に入れ、鍵をかける。
- (4) 机上に個人情報を放置しない。席を離れる時にはパソコンを閉めるか、シャットダウンする。
- (5) 校外、特に反省会等では、学校のことについて話題にしない。

## 3 保護者等への連絡

- (1)次の事項が起こった場合は、保護者へ電話等で連絡をする。
  - ①児童が2日連続して欠席した場合。(初日からの連絡が望ましい)
    - 3日連続して欠席した場合、家庭訪問をし、状況を直接伺う。
  - ②首から上のけがについては、適切な応急処置の後、 電話連絡する。
    - 微小なけがであっても、その日のうちに連絡する。
  - ③けんか等相手のあるけがについては、双方の保護 者にその日のうちに連絡し、双方児童が納得し、 解決を図る。
- (2) 保護者への連絡は学校電話を使用し、個人の電話からの連絡は緊急時、外出時、時間外等やむをえない場合を除き、行わない。
- (3) 児童・保護者とメール、LINE での連絡、情報のやりとりは厳禁とする。
- (4)管理職への報告・連絡・相談を行うとともに、全職 員で情報を共有する。

## 4 わいせつ・セクハラ

- (1) 体育等の授業中や遊び時間等、児童の体に接触する場合には、十分注意する。
- (2) 児童や教職員に対して、性的なことを話題にしない。

(3) セクハラは、相手が嫌がったり、不快に思ったり した場合、さらにまわりの者が見ていて不快に感 じた場合にも成立することを意識する。

#### 5 交通安全・飲酒運転・酒気帯び運転

- (1) 出勤、出張、校外勤務等には、時間的な余裕をもって出発する。
- (2) 反省会や慰労会等の飲酒後は、絶対に車を運転し ない。
- (3) 翌日にアルコールが残るような、深夜の飲酒はしない。
- (4) 交通事故を起こした場合は、相手に誠意をもって対応し、速やかに警察と校長(教頭)に報告する。

## 6 学校徴収金の適正管理

- (1) 学級費・教材費等学級集金は全て集金袋にて集金 し、口座管理とする。
- (2) 徴収金は机の中に置かずに、すみやかに口座に入れる。やむを得ない場合は、金庫に保管する。
- (3) 集金したら、すみやかに支払う。
- (4) 会計簿等の検閲は、複数で行う。

#### 7 文書処理等

- (1) 文書受付は、事務・教頭が行う。
- (2) 調査物の処理は、以下の通り行う。
  - ① 担当者の決定(事務・教頭・校長)
  - ② 〆切・送付方法の確認(事務・教頭・校長)
  - ③ 担当者が処理
  - ④ 処理した調査物を教頭に提出。校長が最終確認。
  - ⑤ 調査物を送付(事務・教頭・校長)
  - ⑥ 送付した調査物の保管(事務・教頭)
- 8 学級通信、保健便り、各種案内等家庭への配布物について
- (1) 文書に起案印を押して、文字の間違いや表現等を 原則、事務→教頭→校長がチェックし、校長が決 済する。
- (2) 訂正箇所があれば、担当者が修正する。
- (3) 担当者は、起案文書及び配布文書を関係のファイルに綴じる。

#### 9 その他

インターネットからファイルや画像をダウンロードする際は、「ダウンロード申請書」に記入し、学校長の許可を得てダウンロードを行う。ただし、県総合教育センター等の公的機関の場合は、学校長の許可は必要なし。併せて、記録簿にダウンロードしたファイルを記入する。